

平成 22 年 1 月 4 日

株主の皆様へ

京都府久世郡久御山町田井新荒見 77

コ タ 株 式 会 社

代表取締役社長 小田 博英

単元株式数の変更に関する公告

当社は平成 21 年 11 月 6 日付取締役会決議により、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき定款を変更し、平成 22 年 1 月 4 日（月曜日）付をもって、単元株式数を 500 株から 100 株に変更いたしましたので、公告いたします。

以上

（ご参考）

上記変更に伴い、平成 22 年 1 月 4 日（月曜日）付をもって、大阪証券取引所における売買単位も 500 株から 100 株に変更されることとなります。

なお株主の皆様におかれましては、一切の手続きは不要ですので念のため申し添えます。